

平成14年度 中小企業組合検定試験

## 問題と解答(4) 組合制度 ④

全国中小企業団体中央会

### 第4問

次に掲げた文章のうち、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律上、正しいものには印を、誤っているものには×印を、解答用紙の解答欄に記入しなさい(全部に印のみ、または×印のみを付けた場合には、無効解答とします。)

1. 代理人は、4人以上の組合員を代理することができない。
2. 総会で定款変更を議決した場合は、その日から効力が発生する。
3. 総会の議事録には議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出欠のいかんにかかわらず理事全員が署名しなければならない。
4. 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。
5. 理事会の決議に特別の利害関係を有する理事は、その議決に参加することはできない。
6. 行政庁に対する役員変更の届出は、代表理事の変更の場合のみである。
7. 企業組合の組合員の3分の2以上は、企業組合の行う事業に従事しなければならない。

編集者注：中小企業等協同組合法の一部が改正(平成15年2月1日施行)され、現在は、事業に従事しなければならない組合員の比率は2分の1以上になっています。

8. 役員選挙は、定款に指名推選の方法によって行う旨の定めがあれば、総会出席者の多数決により、指名推選の方法により選挙することができる。

9. 組合は、毎事業年度、通常総会終了の日から2週間以内に、行政庁に決算関係書類を提出しなければならない。

10. 総会の招集通知は、定款に電磁的方法により行うことができる旨を定めることにより、希望する組合員に対しては、書面による発出に代えて、電子メールによる発出が認められている。

〔解答〕

第4問

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
×	×	×			×		×		

(組合制度おわり。次号からは組合運営)

## インフォメーション

### 『経営管理者研修』の受講生を募集します!!

～革新的な自社の未来を創造するマネジメント能力の獲得と実践法～

- 中小企業総合事業団 中小企業大学校 -

この研修の狙いは、経営管理者としての能力・資質の向上(問題解決や対人能力の向上、自己革新など) 経営全体の仕組みを理解し、経営者の着眼点を学ぶ(視野を広げ経営感覚を身につける) 企業内外の環境や現状を分析し把握する管理手法を習得する(マーケティング、財務などの経営分析手法の習得) 革新的な目標や戦略を立案・企画する能力の向上(新規事業の立案と計画を具現化する手順のマスター)です。究極の目的は「経営全体の広い視点から革新的な自社の未来を創造し、企業の発展に貢献する経営管理者を養成」するところにあります。受講要領は下記のとおりです。

受講対象者 経営幹部または経営管理者 研修日程 03年10月6日～04年9月10日  
(全64日)[4日間×1回、5日間×12回] 定員 30名 受講料 467,000円(税込み、教材費含む) 申込締切日 03年9月19日(金)まで(定員になり次第締め切ります)

お申込み・お問合わせ先 中小企業大学校 東京校 研修運営課 042-565-1207まで。